

特殊車両通行許可制度の概要

道路は、一定の規格の車両（設計車両）を想定して、安全かつ円滑に
通行できるよう設計
《→ 道路構造令》



道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関
係において必要とされる車両諸元の最高限度を定めて、車両の通行を
制限
《→ 車両制限令》

【車両諸元の最高限度の例】

- ・ 総重量：単車（連結車以外の車両）
20 t（高速及び重さ指定道路25 t ※）
※車両の長さ及び軸距に応じて
- ・ 車高：3.8 m（高さ指定道路4.1 m）
- ・ 車幅：2.5 m



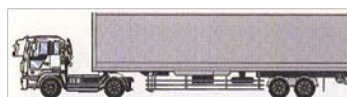
ただし、最高限度を超える車両であっても、車両構造又は積載貨物
が特殊であるためやむを得ない場合（分割不可能な場合等）、必要な条
件（走行方法等）を附して、通行を許可

《→ 特殊車両通行許可制度》

【特殊車両の例】



トラッククレーン



バン型セミトレーラ

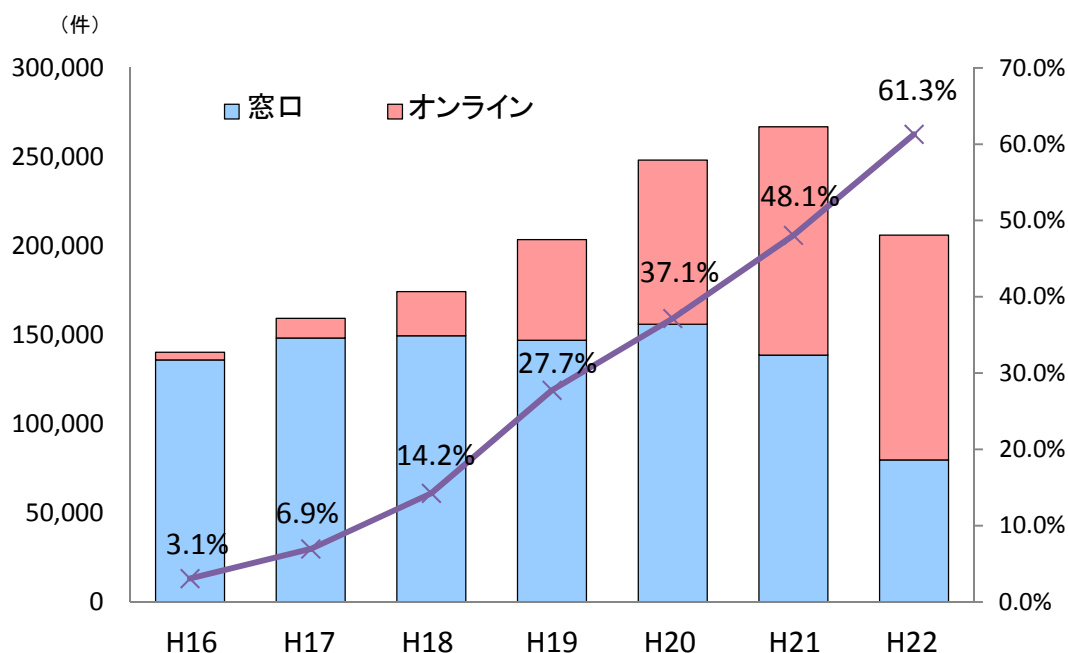


重量物運搬用セミトレーラ

特殊車両通行許可申請のオンライン利用状況

特殊車両オンライン申請システムは平成16年3月29日から運用され、「在宅申請が可能であること」「自動車検査証の写しの添付が不要」等の利便性から、申請数、オンライン利用率ともに増加しております。

特車許可申請件数及びオンライン利用率の推移



※H21. 5に許可期間を最大1年間から最大2年間に延長